

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年12月22日

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長 北村 達也

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、筑後川下流用水管理所が予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けています。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しています。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は「別紙-2 参考見積記入様式」を参考にしてください。

(2) 提出期間：令和7年1月9日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流総合管理所長 宛
なお、送付先は以下のとおりとする。

〒830-0071 福岡県久留米市安武町武島1063-2

【担当】筑後川下流総合管理所 工務課 小林

E-mail: jyun_kobayashi@water.go.jp

TEL 0942-26-4551 FAX 0942-26-1525

(4) 提出方法

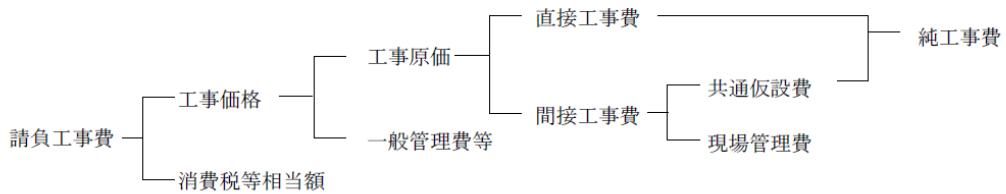
書面は持参、郵送、FAX またはメール（いずれも社印があること）により提出するものとします。

なお、参考見積書の件名は「筑後導水路安武第1工区改築工事(段差対策工)」としてください。

(5) 工事費の構成と歩掛見積募集範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（土木工事編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積取範囲は基準書で定義されている直接工事費のうち、下記「4. 参考見積内容」を実施する為に必要な技術者の人数を募集します。

(参考) 積算体系



(6) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

4. 参考見積内容

(1) 基本事項

歩掛参考見積りは、入札目的のものだけでは無く、「別紙-1 参考見積仕様書」に示す作業を実施する標準的な歩掛とします。

(2) 目的

「筑後導水路安武第1工区改築工事（段差対策工）」を行うために必要な歩掛を募集するものです。

(3) 見積内容

- ① 見積内容の詳細については、別紙-1 のとおりとします。
- ② 見積もりする員数は、単位数量当たりとします。
- ③ 見積項目は、別紙-1 に示す「作業項目、作業内容」毎に作成するものとします。

(4) 見積有効期限

令和8年（2026年）3月末日とします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和7年12月26日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (3) に同じ。

(3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：質問書提出期限の翌々日（営業日）から見積書提出期限終了まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、工事の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。

参考見積仕様書

第1章 適用

本参考見積仕様書は、独立行政法人水資源機構が管理する筑後導水路のうち、第2章の工事内容に示す管水路更新工事（以下「本工事」という。）に適用します。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、筑後川下流用水総合対策事業に基づき、筑後導水路の管水路更新を実施するものです。

2. 工事場所

福岡県久留米市安武町安武本地内

3. 工事概要

管水路（開削工法）

内訳

巻込鋼管（直管・短管） $\phi 2800\text{mm}$ $t16\text{mm}$ $L=122.2\text{m}$

普通鋼管（直管） $\phi 2800\text{mm}$ $t16\text{mm}$ $L=13.9\text{m}$

異径鋼管 $\phi 2800 \times \phi 3000\text{mm}$ $t16\text{mm}$ $L=300\text{mm}$ $N=5$ 本

機能回復工 1式

撤去復旧工 1式

第3章 見積事項の仕様

第1節 段差対策工

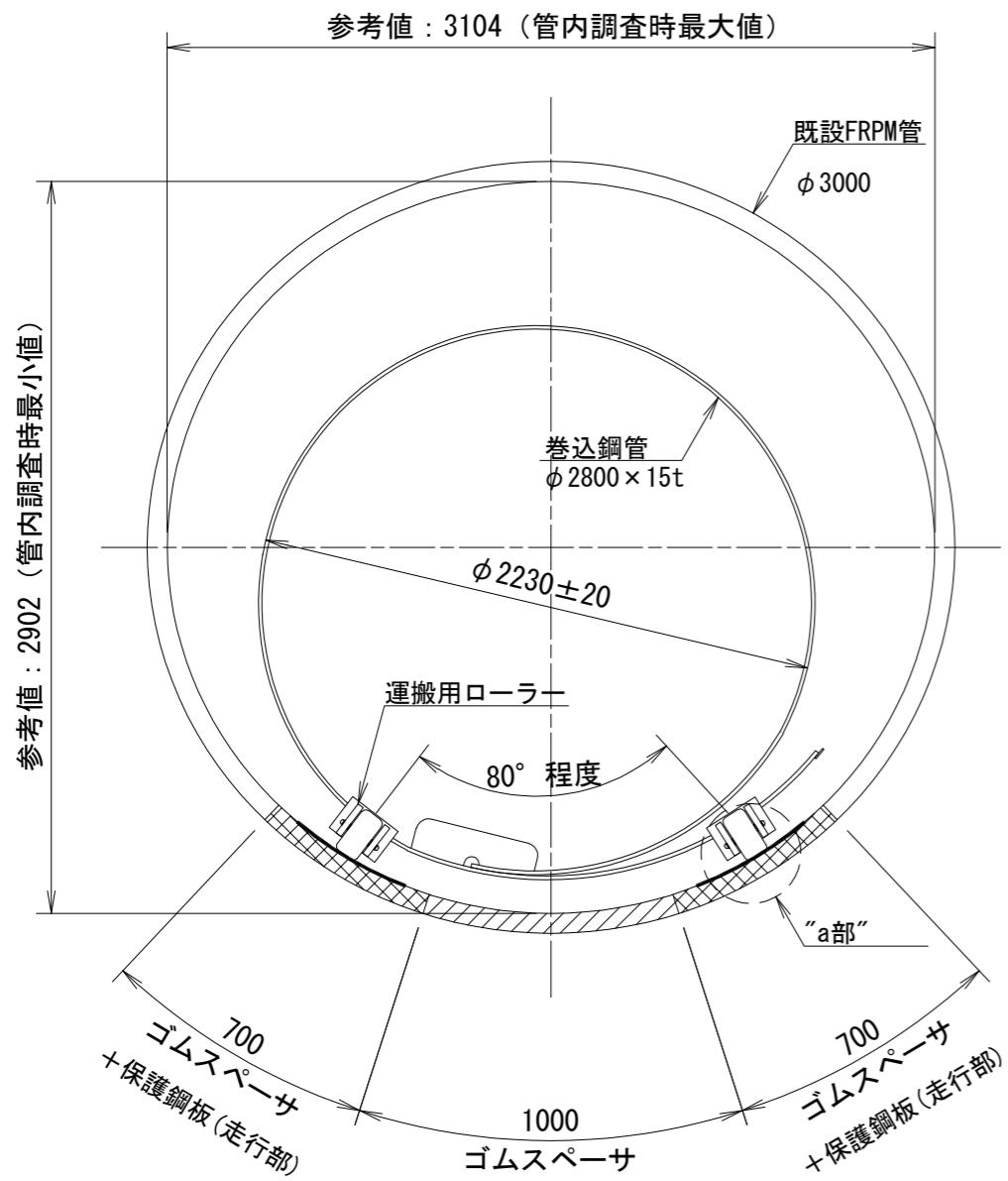
1-1 段差対策

- ① 既設管内への新設管の引き込みに際して支障となる、既設管のテーパー継手段差について、ゴムスペーサー及び保護鋼板を用いた段差対策を行います。
- ② ゴムスペーサー及び保護鋼板については、転用により施工するものとし、全ての施工が完了した後に現場発生材として発注者に引き渡すものとします。

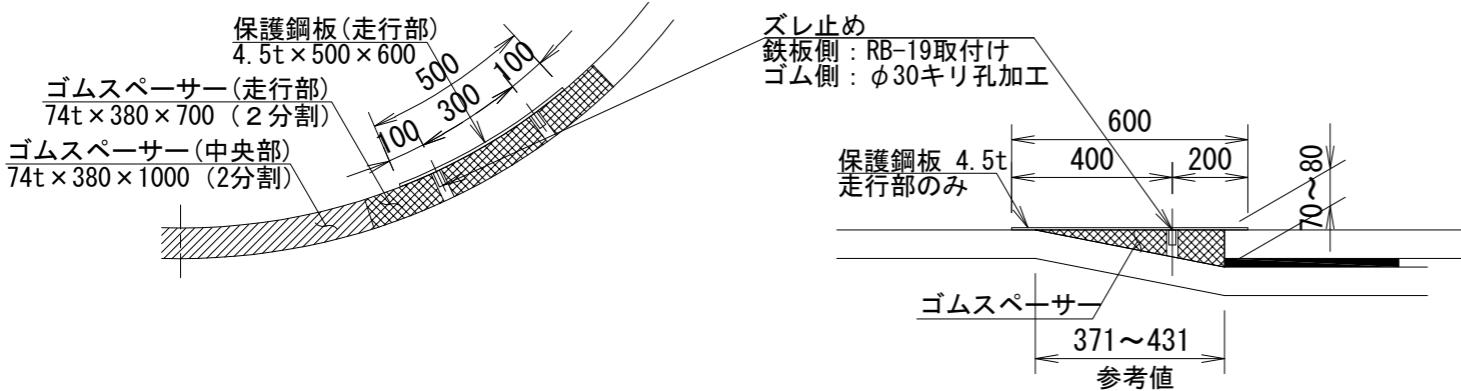
以上

継手部段差対策構造図

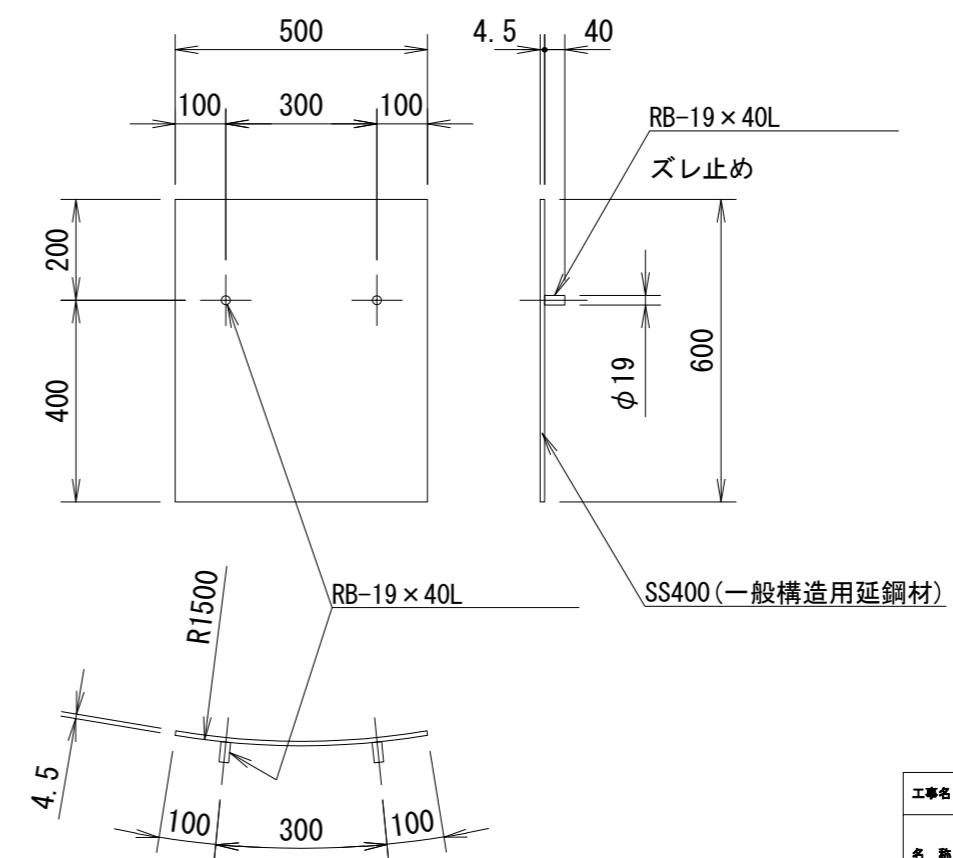
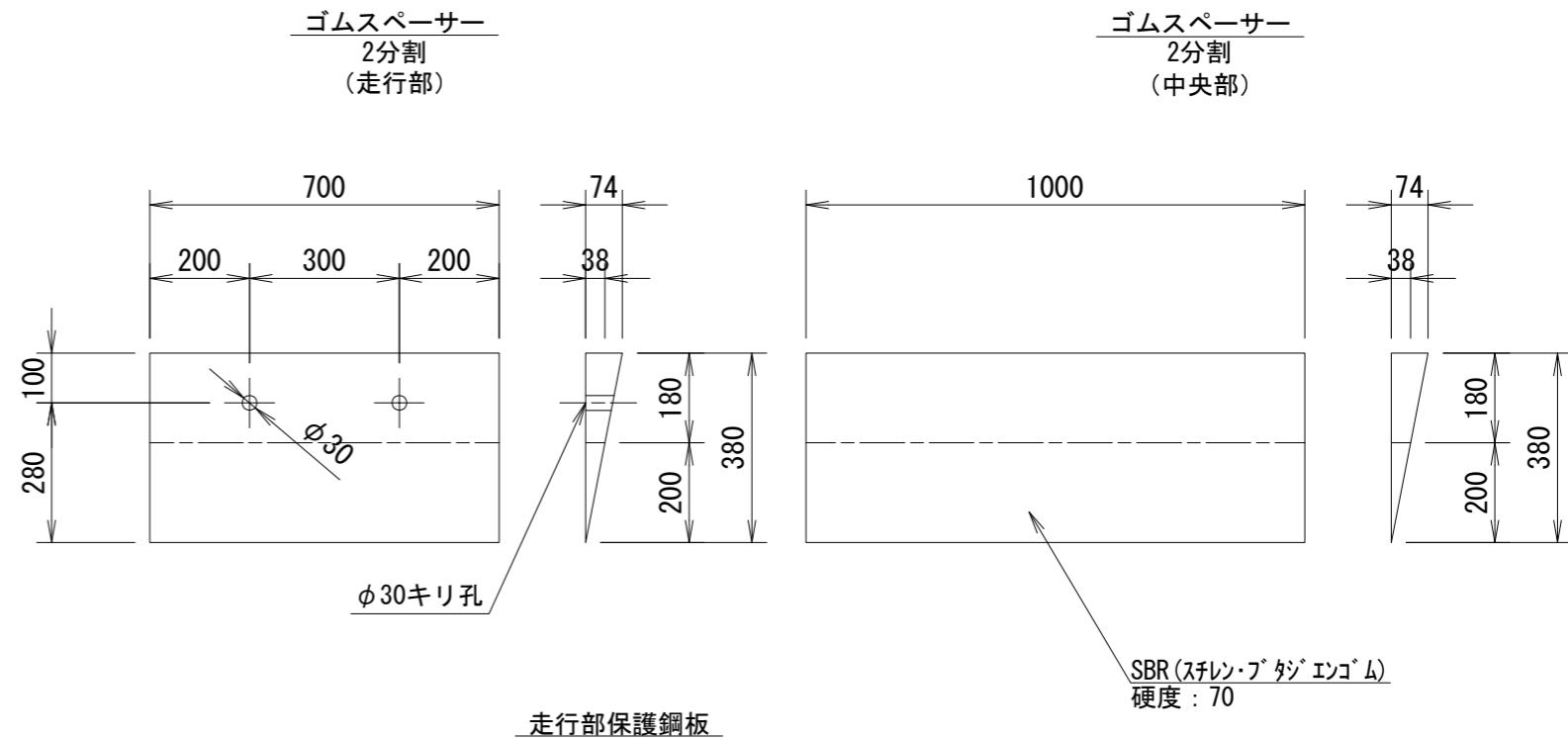
全体図
S=1/10



"a部" 詳細



部材詳細図
S=1/10

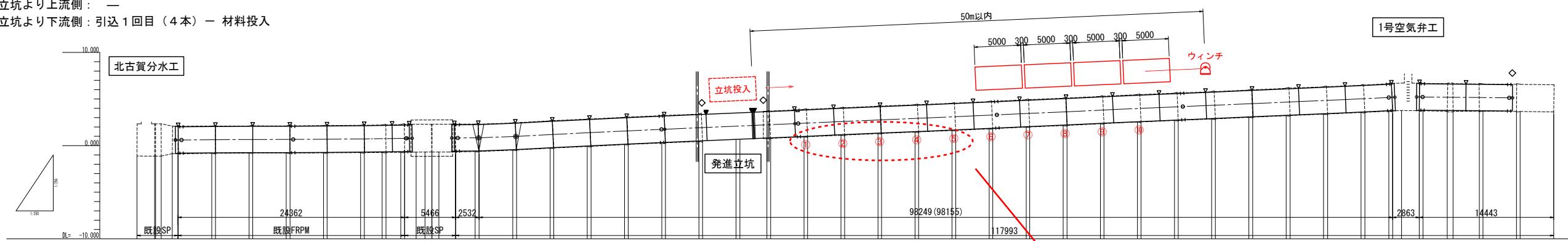


工事名	総合対策筑後川安武第1工区改修工事	
名 称	継手部段差対策工	
基準番号	図示	
監理番号	Ch-P-045	

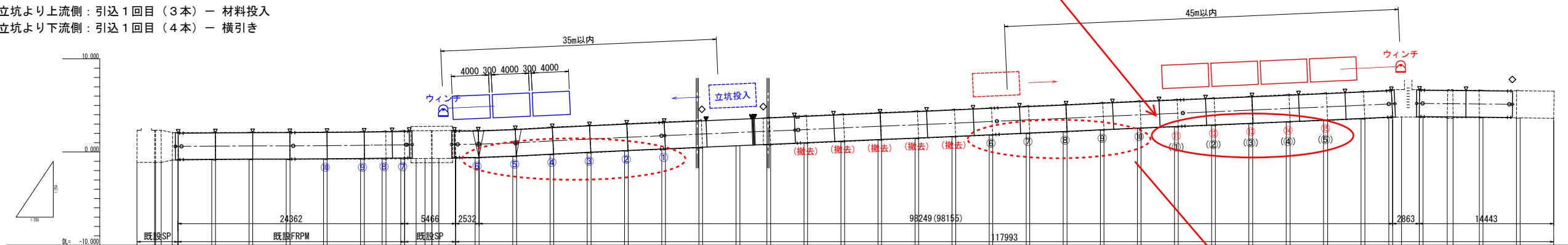
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所

既設FRPM管継手部テーパー段差対策 ゴムスペーサー転用計画

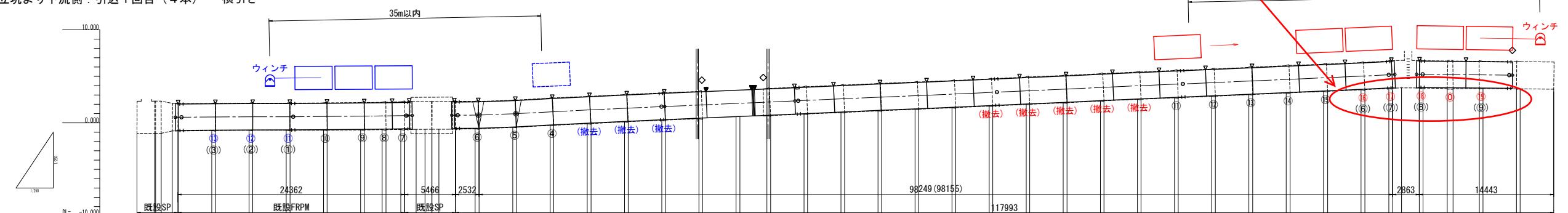
立坑より上流側：—
立坑より下流側：引込1回目（4本）— 材料投入



立坑より上流側：引込1回目（3本）— 材料投入
立坑より下流側：引込1回目（4本）— 横引き



立坑より上流側：引込1回目（3本）— 横引き
立坑より下流側：引込1回目（4本）— 横引き



立坑より上流側：引込1回目（3本）— 横引き
立坑より下流側：引込2回目（4本）— 材料投入

